アルプス物流

第52回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時　2016年（平成28年）6月21日（火曜日）
午前10時
（当日の受付は午前9時より開始いたします）

開催場所　東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気㈱本社1階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

目次

第52回定時株主総会招集ご通知…… 1
（株主総会参考書類）
第1号議案　剰余金の処分の件…… 3
第2号議案　定款一部変更の件…… 3
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件…… 9
第4号議案　監査等委員である取締役4名選任の件…… 14
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件… 19
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件…… 19
第7号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件…… 20
（添付書類）
事業報告…… 22
連結計算書類…… 41
計算書類…… 44
監査報告書…… 46
会場ご案内図

株式会社アルプス物流

証券コード：9055

証券コード9055
2016年５月31日

株 主 各 位

横浜市港北区新羽町1756番地
株式会社 アルプス物流
代表取締役社長 臼 居 賢

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　このたびの熊本県を中心とする地震により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。
　さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2016年６月20日（月曜日）午後５時30分まで**に到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2016年（平成28年）６月21日（火曜日）午前10時
（当日の受付は午前９時より開始いたします）

2. 場　　所　東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプス電気㈱本社１階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 目 的 事 項

報告事項
1. 第52期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件

以　上

【総会当日ご出席の株主の皆様へ】
(1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
(2) 株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
(3) 株主総会終了後に「株主懇談会」を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

【インターネット開示についてのご案内】
本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するのに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。

【議決権の行使等についてのご案内】
(1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。
ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、安定的に配当を行うことを第一に、その水準の向上に努めてまいりました。配当の水準につきましては、①株主への利益配分、②将来の成長に向けての投資、③内部留保のバランスを考慮して決定することとしております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

（1）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金17円50銭　　総額　309,711,885円
なお、中間配当金として１株につき17円50銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は１株につき35円となります。

（2）剰余金の配当が効力を生じる日
2016年６月22日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（1）2015年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更

① 当社では、監査等委員会設置会社への移行によって、社外取締役による業務執行の監督機能を充実し、モニタリング機能を強化することで、一層のガバナンス及び企業価値の向上が図れるものと判断いたしました。つきましては、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにいたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更等を行うものであります。（定款変更案第４条、第17条～第21条、第24条、第28条、第30条～第32条）

② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。（定款変更案第25条）

③ 前述の会社法改正に伴い、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が変更となったため、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等ではない取締役との間で責任限定契約を締結できることとするものであります。なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。(定款変更案第29条)

(2) 剰余金の配当等の決定機関に関する変更
機動的な配当政策や資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等の決定を、株主総会に加えて取締役会でもできることとするものであります。(定款変更案第34条、第35条)

なお、本変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総　則	第1章　総　則
第1条～第3条　条文省略	第1条～第3条　現行どおり
(機関)	(機関)
第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条　条文省略	第5条　現行どおり
第2章　株　式	第2章　株　式
第6条～第10条　条文省略	第6条～第10条　現行どおり
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第11条～第16条　条文省略	第11条～第16条　現行どおり

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数）	（員数）
第17条　当会社の取締役は、15名以内とする。	第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
	②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法）	（選任方法）
第18条　取締役は、株主総会において選任する。	第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②～③　条文省略	②～③　現行どおり
（新設）	④　補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期）	（任期）
第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役）	（代表取締役）
第20条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	第20条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

現　行　定　款	変　更　案
(役付取締役) 第21条　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(役付取締役) 第21条　取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条～第23条　条文省略	第22条～第23条　現行どおり
(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条～第26条　条文省略	第26条～第27条　現行どおり
(報酬等) 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　　更　　案
(社外取締役の責任限定契約) 第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。	(取締役の責任限定契約) 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
第29条～第37条　条文省略	(削除)
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(常勤の監査等委員) 第31条　監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会規則) 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
第38条　条文省略	第33条　現行どおり
第39条～第40条　条文省略	(削除)

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第34条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、株主総会または取締役会の決議によって定める。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第35条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
第41条　条文省略	第36条　現行どおり

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（９名）は、任期満了となります。また、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 1	臼居（うすい）　賢（まさる） 1958年１月10日生 	1981年４月　アルプス電気㈱入社 2006年６月　同　取締役 2011年11月　同　アジア営業担当 2012年４月　同　営業本部副本部長 2013年６月　当社常務取締役営業担当 2014年６月　同　代表取締役社長（現任）	10,100株
	（取締役候補者とした理由） 臼居賢氏は、これまで長年に亘り、国内外において電子部品の営業に携わり、当社の主要顧客が属する電子部品業界に関する知見を有しております。2014年からは、当社代表取締役社長としてグローバルに物流ビジネスの拡大を推進し、過去最高の売上高を達成するなど、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
生年月日</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
2</td><td>佐伯和好（さえきかずよし）
1954年6月30日生
 </td><td>1978年４月　アルプス電気㈱入社
2007年12月　当社入社
2008年７月　同　理事国内事業本部副本部長
2009年４月　同　理事国際事業本部長兼事業推進担当
2009年６月　同　取締役
2010年６月　同　常務取締役事業本部長
2015年６月　同　専務取締役事業本部長（現任）</td><td>9,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
佐伯和好氏は、これまで国内外で電子部品の製造拠点の責任者を経験するなど、主要顧客の属する電子部品業界に関する知見を有しております。当社においては、グローバルな物流ビジネスの拡大や事業体質の強化を推進し、現在は専務取締役事業本部長として、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
3</td><td>下廣克彦（しもひろかつひこ）
1960年6月9日生
 </td><td>1986年４月　アルプス電気㈱入社
2003年10月　当社入社
2010年10月　同　理事中国副担当
2011年６月　同　取締役中国担当
2011年７月　SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD. 董事長（現任）
2012年11月　当社取締役事業本部副本部長海外担当（現任）

（重要な兼職の状況）
SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD. 董事長</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
下廣克彦氏は、これまで主に海外事業に関する業務に従事し、欧州や中国など海外駐在経験も豊富であり、海外ビジネスに対する知見を有しております。現在は取締役事業本部副本部長 海外担当として中国・上海に駐在し、海外での物流事業の成長を推進するなど、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
生年月日</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
4</td><td>ふき　やま　こう　じ
吹　山　浩　司
1960年５月24日生
 </td><td>1983年４月　アルプス電気㈱入社
2011年３月　同　古川製造部長
2012年５月　当社入社
2012年11月　同　理事事業本部海外副担当
2013年７月　同　理事国内事業統括部長
2014年６月　同　取締役事業本部副本部長国内担当（現任）</td><td>5,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
吹山浩司氏は、これまで国内外で電子部品の製造拠点の責任者を経験するなど、主要顧客の属する電子部品業界に関する知見を有しております。当社においては、国内の物流事業を中心にビジネスの拡大や生産性の向上などを推進し、現在は取締役事業本部副本部長 国内担当として、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
5</td><td>なか　むら　くに　ひこ
中　村　邦　彦
1956年５月14日生
 </td><td>1980年４月　アルプス電気㈱入社
2009年１月　当社入社
2009年４月　同　人事総務部長
2013年７月　同　理事人事総務部長
2015年６月　同　取締役管理担当（現任）</td><td>3,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
中村邦彦氏は、これまで主に人事・総務に関する業務に従事し、海外駐在経験もあり、国内外における管理業務に関する知見を有しております。当社では、グローバルに物流ビジネスを拡大しておりますが、これに対応した管理体制を整備・構築し、現在は取締役管理担当として、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
生年月日</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
6</td><td>片岡（かたおか）　政隆（まさたか）
1946年6月30日生
 </td><td>1972年４月　アルプス電気㈱入社
1988年６月　同　代表取締役社長
1993年６月　当社取締役（現任）
2012年６月　アルプス電気㈱代表取締役会長（現任）

（重要な兼職の状況）
アルプス電気㈱代表取締役会長
アルパイン㈱取締役</td><td>33,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
片岡政隆氏は、アルプス電気㈱の代表取締役会長であり、電子部品業界における経営者として、長年に亘る豊富な経験や知見を有しております。当社取締役として、アルプスグループの連結経営の推進や、取締役等の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定や監督機能の強化が図られております。今後も、更なる当社のガバナンスの強化や企業価値の向上を目指すにあたり、適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再任
7</td><td>野村（のむら）　眞一（しんいち）
1950年１月４日生
 </td><td>1997年６月　㈱流通サービス入社
2003年６月　同　取締役管理本部長
2007年６月　同　常務取締役運輸本部長
2009年６月　同　専務取締役運輸本部長
2013年６月　同　代表取締役社長（現任）
当社取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
㈱流通サービス代表取締役社長</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
野村眞一氏は、当社グループの㈱流通サービスにて、長年に亘り、取締役として管理本部長や運輸本部長を務め、消費物流事業の成長を推進してまいりました。2013年からは、同社の代表取締役社長として、ビジネスの拡大と事業体質の強化に取組み、その職責を果たしております。これらのことから、当社事業の一翼を担う消費物流の更なる業容の拡大を図り、当社の企業価値向上を目指すにあたり、適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
生年月日</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新任
8</td><td>虫明（むしあけ）　俊幸（としゆき）
1961年6月24日生
 </td><td>1985年４月　ＴＤＫ㈱入社
2011年４月　ＴＤＫ－ＥＰＣ韓国㈱代表理事社長
2013年４月　ＴＤＫ㈱東日本営業統括部長
2015年４月　当社入社
2015年７月　同　理事営業統括部長
2016年３月　同　理事営業本部長（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
虫明俊幸氏は、これまで主に国内外において電子部品の営業に携わり、主要顧客が属する電子部品業界に関する知見を有しております。現在はこの経験を活かし、理事・営業本部長として、グローバルに物流サービス等の拡販を進め売上を拡大するとともに、新領域・新市場の開拓にも取り組んでおります。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 片岡政隆、野村眞一の各氏が選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社はそれぞれ各氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2016年４月１日付で実施した株式分割前の当期末時点における株式数で記載しております。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 1	髙橋許高（たかはしきょたか） 1954年８月30日生 	1977年４月　アルプス電気㈱入社 1998年５月　当社入社 2001年４月　同　経理部長 2012年６月　同　取締役管理統括部長 2013年６月　同　取締役管理担当 2015年６月　同　常勤監査役（現任）	7,800株
	（取締役候補者とした理由） 髙橋許高氏は、長年に亘り経理業務に携わり、当社経理部長、取締役管理担当を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。現在は常勤監査役として当社における業務経験や専門性を活かし、当社の監査機能の強化に取り組んでおります。これらのことから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
生年月日</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新任
社外
2</td><td>おお　やま　　たかし
大　山　　高
1951年12月13日生
 </td><td>1976年２月　社団法人日本電子機械工業会（現･一般社団法人電子情報技術産業協会）入職
2009年６月　同　理事
2011年５月　一般社団法人日本エレクトロニクスショー協会理事
2014年６月　当社社外取締役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
大山高氏は、電子情報技術産業協会等で理事を勤めるなど当社の主要顧客が属する電子産業に関し、豊富な知見等を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これらの知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新任
社外
3</td><td>とお　やま　ていじろう
遠　山　悌二郎
1946年11月29日生
 </td><td>1969年４月　㈱横浜銀行入社
1995年６月　同　取締役
1999年４月　㈱浜銀総合研究所代表取締役社長
2007年５月　社団法人神奈川経済同友会専務理事
2011年６月　当社社外監査役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
遠山悌二郎氏は、金融機関等で取締役を歴任しており、会社経営者としての豊富な知識・経験を持っております。また、金融機関等での業務を通じて、会社経営に対する客観的な視野・見識を有しております。これらの知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者といたしました。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 社外 4	三浦（みうら）　修（おさむ） 1950年3月8日生 	1988年４月　弁護士登録、東京弁護士会入会 辻誠法律事務所入所（現任） 2011年６月　当社社外監査役（現任）	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 三浦修氏は、長年に亘り、弁護士として活動し、法律の専門家としての豊富な知識・経験等を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、これら法律に関する知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、候補者といたしました。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。		

（注）1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 大山高氏、遠山悌二郎氏及び三浦修氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
また、株式会社東京証券取引所に対し、３氏を独立役員として届け出ております。３氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、大山高氏、遠山悌二郎氏及び三浦修氏の３氏それぞれとの間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結しており、各氏が選任された場合はそれぞれ契約を継続する予定であります。
また、髙橋許高氏が選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2016年４月１日付で実施した株式分割前の当期末時点における株式数で記載しております。

（ご参考）

「取締役選任基準」について

＜社内・社外取締役共通＞

1．経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
2．遵法精神に富んでいること
3．人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4．業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞

1．企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2．取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3．独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

＜社外取締役　独立性基準＞

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1．当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社（以下「当社グループ」という）の出身者(注１)
2．当社の大株主（注２）
3．当社グループの主要な取引先（注３）企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先（注４）企業等の業務執行者
4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5．当社グループから多額（注５）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6．当社グループから多額の寄付を受けている者（注６）
7．社外取締役の相互就任関係（注７）となる他の会社の業務執行者
8．近親者（注８）が、上記１から７までのいずれかに該当する者
9．過去３年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10．前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注１：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
注２：大株主とは、直近事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで５％以上の保有株

主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループのサービス・商品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の２％を超えるものをいう。
注４：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（1）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間１千万円を超えるときを多額という。
（2）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間１千万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間１千万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる活動に直接関与する者）をいう。
注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年６月27日開催の第42回定時株主総会において、「年額３億円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、現在の取締役の報酬額に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて同額の「年額３億円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は９名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額6,000万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役３名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年６月27日開催の第42回定時株主総会において「年額３億円以内」としてご承認いただき、また、2014年６月18日開催の第50回定時株主総会において、上記報酬額の範囲内において新株予約権を用いて株式報酬型ストック・オプションを付与することについてご承認いただいております。

当社は、第２号議案の承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行すると同時に、第５号議案の承認可決を条件に従来の取締役の報酬額に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定させていただきます。つきましては、今後も従前と同様に、当社の業績と株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、取締役(監査等委員である取締役を除く。）に対し、第５号議案にてご承認いただいた年額報酬額の範囲内において、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行を行うことができるものといたしたいと存じます。

なお、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名となります。

また、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内において発行する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新株予約権の払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権１個当たり100株とする。なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式100,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

２．新株予約権の総数

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数1,000個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

３．新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権１個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

５．新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から40年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

６．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

７．新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2015年４月１日から
2016年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、引き続き米国が堅調に推移する一方で、原油価格の大幅な下落や中国経済のスローダウンなどによって、地域別に濃淡が見られ、全体では景気の減速感が強まりました。日本におきましても、期前半は企業業績の回復や雇用情勢の好転などにより、明るさが戻りつつありましたが、年明け以降の株安・円高の進展や、新興国景気の減速に伴い、勢いを欠いたものとなりました。

このような経済環境のもと、当社グループでは、「物流価値を活かし、グローバル成長を加速する」との基本方針に基づき、ＧＴＢ（Get The Business / 取扱物量の拡大)、ＧＴＰ(Get The Profit / 現場革・進の加速)、ＧＴＣ（Get The Confidence / 品質と信頼の販売）の３つの事業方針を掲げました。ＧＴＢでは「グローバル・ネットワークの拡充」、「新市場への深化・拡大」、ＧＴＰでは「生産性の更なる向上」、「物流技術・システムの進化」、ＧＴＣでは「顧客の立場に立ったサービスの向上」、「「絶対品質」の更なる追求」を重点施策として推進し、グローバルにビジネスの拡大を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高93,818百万円（前期比 9.3％増)、営業利益4,857百万円（同9.0％増)、経常利益は5,065百万円（同 3.9％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,741百万円（同 7.7％増）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、各事業の利益の算定方法を変更しております。以下の前期比較については、前連結会計年度の数値を変更後の利益に組み替えた数値で比較しております。

[電子部品物流事業]

当事業の主要顧客である電子部品業界では、車載向け製品やスマートフォン向け製品などの生産が、概ね堅調に推移しましたが、民生・ＩＴなどその他の市場では、製品や顧客、地域によって変動が大きくまだら模様となりました。全体の貨物量は、期待していた程には伸びず、秋口以降は荷動きの減少傾向がみられました。

このような需要動向において、当社グループでは、取扱貨物量の拡大に向けて、グローバル・ネットワークの拡充や国内・海外が一体となった提案営業を推進するとともに、運送・保管・輸出入各事業それぞれの生産性向上に取り組んでまいりました。

グローバル・ネットワークの拡充につきましては、国内では、北上営業所（岩手県）及び郡山営業所（福島県）で倉庫の増築を行い、また、西宮倉庫（兵庫県）を新たに開設しまし

た。東北及び関西地区における保管能力を増強し、取扱貨物量の増加と輸出入ビジネスの拡大につなげてまいります。一方、海外においては、韓国で取扱貨物量の拡大に伴い、光州営業所の倉庫建設、仁川営業所の倉庫増床を行いました。また、アセアン地区では、タイ・バンコクに空港事務所を開設、ベトナム・ハノイに駐在員事務所を開設するなど、ビジネスの拡大に向けた拠点拡充を進めました。

当連結会計年度の業績は、国内及び海外では中国、アセアン、東アジア、欧米の全地域が売上を拡大し、増収増益となりました。

当事業の売上高は45,917百万円（前期比 10.3%増)、営業利益は3,574百万円（同 9.2%増）となりました。

[商品販売事業]

商品販売事業では、電子部品関連の包装資材、成形材料、電子デバイスの販売を行っています。当連結会計年度におきましては、調達と物流を一元化した電子デバイスの販売が、海外顧客の車載関連製品の生産拡大に伴って伸長し、増収増益となりました。

当事業の売上高は23,028百万円（前期比 18.1%増)、営業利益は665百万円（同 16.4%増）となりました。

[消費物流事業]

消費物流事業におきましては、小売の宅配や通信販売の市場が拡大する中で、多くの物流企業が宅配ビジネスに参入し、競争が激化しており、また、人手不足に伴うコストアップなどもあって、事業環境は年々厳しさを増しています。

当事業を担う㈱流通サービスでは、「顧客ニーズに対応した競争力のある「消費・生協物流」」を事業方針に掲げ、ビジネスを展開してまいりました。強みである生協向けの深耕拡販や通販物流の新規拡販に事業リソースを集中し、業務効率・生産性の向上に取り組んでまいりました。

これに伴い、当連結会計年度の業績は、一般顧客向けは減収となりましたが、生協関連は個配を中心に売上を伸ばし、売上高、営業利益ともに前期を若干上回ることができました。

当事業の売上高は24,873百万円（前期比 0.7%増)、営業利益は618百万円（同 0.9%増）となりました。

事業区分	売上高 （前期比）	営業利益 （前期比）
電子部品物流事業	45,917百万円 （10.3%増）	3,574百万円 （ 9.2%増）
商品販売事業	23,028百万円 （18.1%増）	665百万円 （16.4%増）
消費物流事業	24,873百万円 （ 0.7%増）	618百万円 （ 0.9%増）
計	93,818百万円 （ 9.3%増）	4,857百万円 （ 9.0%増）

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は4,214百万円となりました。投資の主な内容は、今後の成長に向けた北上、郡山、韓国・光州での倉庫建設や車両・物流機器の購入などであり、建物及び構築物2,389百万円、機械装置及び運搬具480百万円、工具器具及び備品276百万円、ソフトウエア463百万円、リース資産504百万円などの投資を行っております。

なお、これらの投資は自己資金で賄いました。当連結会計年度末における有利子負債の残高は、前期比613百万円減少し3,993百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

[電子部品物流事業及び商品販売事業]

電子部品関連の事業につきましては、主要顧客である電子部品業界は、機器や自動車の電子化の進展や新興国での需要拡大などにより、今後も持続的な成長が予想されます。一方、商品やマーケットの変化に対応した最適地生産や海外シフト、電子機器・部品の価格競争に伴う製販合理化が進んでおり、顧客の物流改革ニーズはますます高度化かつ多様化しております。また、物流という面では、機器の統合や小型化によって、数量の増加に対し容積ベースの物量は増えにくい状況となっており、物流各社のサービスの同質化が進む中で、貨物の確保に向けた競争はますます厳しさを増しております。

このような事業環境において、電子部品関連の事業をドメインとする当社及び国内外の子会社では、2016年度より、３ヶ年の第３次中期経営計画をスタートしました。中期基本方針に「お客様毎の「最適物流」を追求し、グローバル成長を加速する」を掲げ、「連結売上高1,000億円の達成」と「次の飛躍に向けた事業基盤の強化」に取り組んでまいります。

キーワードである「最適物流」の追求、「グローバル成長」の実現に向けた戦略・施策として、①ＧＴＢ (Get The Business / 新領域への挑戦)：グローバル・ネットワーク拡充によるエリアの拡大、これまで培ったノウハウ等を活かした新市場や新規顧客の開拓、②ＧＴＰ (Get The Profit / 現場革・進と基盤強化)：人材の確保・育成と省力化の推進、物流インフラのレベルアップ、③ＧＴＣ (Get The Confidence / 競争優位性の拡大)：独自サービスのレベルアップ、「感動品質」・「環境物流」の追求などを推進し、グローバルにビジネスの拡大を図ってまいります。

[消費物流事業]

消費物流分野では、小売企業による宅配サービスや、通信販売ビジネスに参入する企業が増加しており、主要顧客である生協を始めとする各顧客では、物流業務の合理化や再編に取り組まれています。多くの物流会社が宅配業務に参入し、物流企業間の競争も激しさを増しております。また、ドライバーを始めとする人手不足が、業界全体の課題として深刻化しております。

このような事業環境において、㈱流通サービスにおきましても、2016年度より３ヶ年の中期経営計画をスタートしました。中期方針として「強みである消費物流に特化し、今後の飛躍に向けた基盤づくりと変革」を掲げました。

重点施策として、①変化する顧客ニーズへの対応、②業務品質や安全品質の向上、③提案力、営業力、現場力の強化、④人材の確保・育成などに取り組み、企業基盤の強化を図ってまいります。

そして、強みを活かした拡販活動によって、主要顧客である生協向けビジネスの更なる拡大や、ＥＣ物流や医薬品物流への業務拡大を進めてまいります。

当社グループでは、電子部品関連、消費関連それぞれで上記の戦略・重点施策を着実に実行し、業容の拡大と企業価値の最大化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	2012年度 第49期	2013年度 第50期	2014年度 第51期	2015年度 第52期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	71,429	78,842	85,828	93,818
営業利益(百万円)	3,586	4,132	4,457	4,857
経常利益(百万円)	4,036	4,430	4,876	5,065
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,356	2,119	2,544	2,741
１株当たり当期純利益(円)	66.58	59.90	71.90	77.46
総資産(百万円)	58,188	62,509	67,345	68,625
純資産(百万円)	36,631	40,303	43,452	44,989

(注) 当社は、2016年４月１日付で、普通株式１株に対し２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益につきましては、第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はアルプス電気株式会社で、同社（同社の子会社を含む）は当社の株式を8,659千株（出資比率48.9%）保有しています。

当社は親会社グループに対し、貨物の運送、保管、輸出入関連の物流サービスの提供及び包装資材、成形資材、電子デバイスの販売を行っています。

これらの取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っており、当社取締役会は、親会社グループとの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アルプス物流ファシリティーズ株式会社	30百万円	100.0%	物流業
株式会社流通サービス	240百万円	70.6%	物流業
ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.	7,000千香港ドル	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (S) PTE.LTD.	1,000千シンガポールドル	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (SHANGHAI) CO.,LTD.	66,222千中国元	※ 100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO.,LTD.	9,934千中国元	※ 100.0%	物流業
SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO.,LTD.	8,081千中国元	※ 100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS MEXICO, S.A.DE C.V.	5,366千メキシコペソ	※ 100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.	17,500千台湾ドル	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.	3,000百万韓国ウォン	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (CHONGQING) CO.,LTD.	6,474千中国元	※ 100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH	250千ユーロ	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (USA), INC.	1,000千ＵＳドル	80.0%	物流業
TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.	51,319千中国元	50.0%	物流業
ALPS NAIGAI LOGISTICS (MALAYSIA) SDN.BHD.	2,200千マレーシアドル	50.0%	物流業
DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.	19,864千中国元	50.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.	15,000千タイバーツ	49.9%	物流業

（注）1. ※印は子会社保有の出資比率を含んでいます。
2. 当事業年度において、ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO.,LTD.の持分46.0%を取得したことにより、同社への出資比率は54.0%から100.0%になりました。

(6) 主要な事業内容

当社グループの事業は、電子部品物流、商品販売、消費物流の３事業に区分されています。各事業部門の主要な事業内容は次のとおりです。

事業区分	事業内容	売上高構成比
電子部品物流事業	電子部品の運送、保管、輸出入貨物取扱業務等のグローバル総合物流サービス	48.9%
商品販売事業	包装資材、成形材料及び電子デバイスの仕入販売	24.6%
消費物流事業	食料品などの消費材の運送、保管、流通加工等の国内総合物流サービス	26.5%
合計		100.0%

(7) 主要な事業所

① 当社

本　　社	神奈川県横浜市港北区新羽町1756番地	
営 業 所	盛岡営業所（岩手県八幡平市）	北上営業所（岩手県北上市）
	秋田営業所（秋田県にかほ市）	庄内営業所（山形県鶴岡市）
	古川営業所（宮城県大崎市）	仙台営業所（宮城県仙台市）
	相馬営業所（福島県相馬郡）	小名浜営業所（福島県いわき市）
	郡山営業所（福島県本宮市）	新潟営業所（新潟県長岡市）
	羽生営業所（埼玉県羽生市）	高崎営業所（群馬県藤岡市）
	筑波営業所（茨城県つくば市）	松戸営業所（千葉県松戸市）
	成田営業所（千葉県山武郡）	南羽鳥営業所（千葉県成田市）
	大井営業所（東京都大田区）	輸出入センター（東京都大田区）
	横浜営業所（神奈川県横浜市）	長野営業所（長野県上伊那郡）
	静岡営業所（静岡県袋井市）	名古屋営業所（愛知県春日井市）
	瀬戸営業所（愛知県瀬戸市）	大阪営業所（大阪府茨木市）
	東大阪営業所（大阪府東大阪市）	福岡営業所（福岡県福岡市）

② 子会社

国　　内	アルプス物流ファシリティーズ株式会社	茨城県つくば市
	株式会社流通サービス	埼玉県草加市
海　　外	DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.	中国 遼寧省大連市
	TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.	中国 天津市
	ALPS LOGISTICS (SHANGHAI) CO., LTD.	中国 上海市
	SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD.	中国 上海市
	ALPS LOGISTICS (CHONGQING) CO., LTD.	中国 重慶市
	ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO., LTD.	中国 広東省東莞市
	ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.	香港 九龍
	ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.	韓国 ソウル特別市
	ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.	台湾 桃園県
	ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市
	ALPS NAIGAI LOGISTICS (MALAYSIA) SDN.BHD.	マレーシア ネグリセンビラン州
	ALPS LOGISTICS (S) PTE. LTD.	シンガポール
	ALPS LOGISTICS (USA), INC.	アメリカ カリフォルニア州
	ALPS LOGISTICS MEXICO, S.A.DE C.V.	メキシコ レイノサ市
	ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH	ドイツ ドルトムント市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(前期比)
電子部品物流事業	2,606名 (105名増)
商品販売事業	31名 (3名増)
消費物流事業	2,542名 (50名増)
全社(共通)	125名 (12名増)
合計	5,304名 (170名増)

(注) 上記の他に、臨時社員3,260名が在籍しています。

② 当社の従業員数

従業員数(前期比)
785名 (26名増)

(注) 上記の他に、臨時社員665名が在籍しています。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,008 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	813

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　70,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　17,697,822株（自己株式39,378株を除く）

(3) 株主数　　3,005名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
アルプス電気株式会社	8,263千株	46.7％
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライスド ストック ファンド	1,552	8.8
TDK株式会社	1,402	7.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	441	2.5
アルパイン株式会社	396	2.2
ビービーエイチ ボストン フォー ノムラ ジャパン スモーラー キャピタリゼイション ファンド 620065	252	1.4
ゴールドマン サックス インターナショナル	247	1.4
日本証券金融株式会社	237	1.3
アルプス物流社員持株会	178	1.0
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン SA/NV 10	175	1.0

（注） 持株比率は、自己株式39,378株を控除して計算しています。

(5) その他

当事業年度終了後、2016年４月１日付で、普通株式１株に対し２株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は17,697,822株増加し、35,395,644株（自己株式78,756株を除く）になりました。なお、発行可能株式総数の変更はありません。

3．会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	株式会社アルプス物流 第１回　新株予約権	
発行決議の日	2014年６月18日	
新株予約権の数		137個
保有者数	取締役（社外取締役及び非常勤取締役除く）	５名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 （新株予約権１個につき100株）	13,700株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり （１株当たり996円）	99,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり （１株当たり1円）	100円
新株予約権の行使期間	自　2014年７月24日 至　2054年７月23日	
新株予約権の行使の条件	（注）	

	株式会社アルプス物流 第２回　新株予約権	
発行決議の日	2015年６月17日	
新株予約権の数		90個
保有者数	取締役（社外取締役及び非常勤取締役除く）	６名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 （新株予約権１個につき100株）	9,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり （１株当たり1,468円）	146,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり （１株当たり1円）	100円
新株予約権の行使期間	自　2015年７月23日 至　2055年７月22日	
新株予約権の行使の条件	（注）	

（注）1. 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) その他

当事業年度終了後、2016年４月１日付で、普通株式１株に対し２株の割合で株式分割を行ったことにより、第１回及び第２回の新株予約権につきまして、新株予約権１個当たりの株式数を100株から200株に調整いたしました。なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は１株当たり１円から変更ありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	臼　居　　賢	
専務取締役	佐　伯　和　好	事業本部長
取締役相談役	山　﨑　孝　一	
取締役	下　廣　克　彦	事業本部副本部長 海外担当 SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO.,LTD. 董事長
取締役	吹　山　浩　司	事業本部副本部長 国内担当
取締役	中　村　邦　彦	管理担当
取締役	片　岡　政　隆	アルプス電気株式会社 代表取締役会長 アルパイン株式会社 取締役
取締役	野　村　眞　一	株式会社流通サービス 代表取締役社長
取締役	大　山　　高	
常勤監査役	髙　橋　許　高	
監査役	法華津　　忠	
監査役	遠　山　悌二郎	
監査役	三　浦　　修	弁護士

(注) 1. 取締役 大山高氏は、社外取締役であります。また、監査役 遠山悌二郎氏、三浦修氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 髙橋許高氏は、当社の経理部長、管理担当取締役を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 2015年６月17日開催の第51回定時株主総会において中村邦彦氏が取締役に、髙橋許高氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 2015年６月17日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、取締役 泉紳一郎氏及び髙橋許高氏、監査役 國吉卓司氏が任期満了により退任いたしました。
5. 取締役 大山高氏並びに監査役 遠山悌二郎氏及び三浦修氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額	摘　　要
取　締　役	11名	182百万円	(うち社外１名　７百万円)
監　査　役	５名	31百万円	(うち社外３名　10百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません。
2. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における取締役６名に対する役員賞与の未払費用計上額33百万円。
・当事業年度における取締役６名に対するストック・オプションとして付与した新株引受権に係る株式報酬費用計上額13百万円。
3. 上記の他、社外役員１名が当社の親会社から役員としての報酬等１百万円を受けております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	大　山　　高	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に電子産業の調査等で培われた見識、経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	遠　山　悌二郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また、監査役会９回の全てに出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	三　浦　　修	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また、監査役会９回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

5．会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社17社のうち11社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条第１項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。また、監査役会は会計監査人の監査状況及びその結果等を勘案しまして、毎年、再任もしくは不再任の決定を行います。

(4) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象
新日本有限責任監査法人

② 処分内容
2016年１月１日から2016年３月31日までの３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由
・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

6．業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

（1）内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、アルプス電気㈱を中心とするアルプスグループの一員として、グループ創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、アルプスグループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

1) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
2) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。
3) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
4) 当社は、取締役の職務執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査役として株主総会で選任されるよう監査役候補者の選定基準を設定します。
5) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
6) 当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】
・当社は、アルプスグループ経営規範に定めているグループコンプライアンス憲章のもとに倫理規程を制定し、コンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めています。
・取締役については、選任基準に基づいて取締役候補者を選定し、株主総会に提案しています。取締役会については、付議内容・基準を定めた取締役会規則に基づき、当事業年度は取締役会を13回開催し、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役などから業務執行の報告を受けました。
・監査役については、選任基準に基づいて、監査役候補者を選定し、株主総会に提案しています。
・当社では、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施しています。また、関係会社管理規程に基づき、子会社への経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンスに関する活動を支援しています。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1) 当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。
2) 当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。
3) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社では、取締役会規則を定め、議事録の作成方法その他取締役会の運営等を明確にするとともに、文書管理規程、情報システムセキュリティ規程などを制定し、それに基づいた情報の管理を行っています。また、当社子会社は、関係会社管理規程に基づき、各社の執行状況等について当社に報告しています。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
2) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

【運用状況の概要】
・当社は、危機管理規程、危機管理マニュアルを定め、種々のリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。
・当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備させるとともに、危機管理規程に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
2) 当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のために行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
3) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】
・当社では、事業、営業、管理の機能別本部に加え、国内、海外の事業担当制を敷き、それぞれに担当取締役を設置して責任を明確にした上で、適正かつ効率的に職務を遂行しています。
・当社では、３年毎に中期経営計画、また毎年、短期経営計画を策定しており、半期毎に経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行い、取締役会にてこれらの計画の審議・決定を行っています。各担当取締役は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会にて毎月報告を行っています。
・当社は、子会社についても３年毎に中期経営計画、また毎年、短期経営計画を策定し、同計画は当社取締役会にて審議・決定しています。また、関係会社管理規程に基づき、各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるよう指導、監督をしています。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
2) 当社は、当社グループ内での取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。

3) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」と言います）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
4) 当社の内部監査部門は当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を代表取締役社長及び経営会議並びに監査役会及び会計監査人に報告します。
5) 当社の監査役は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】
・当社は、アルプスグループ経営規範に定めているグループコンプライアンス憲章のもとに倫理規程を制定し、コンプライアンスについての基本理念と行動指針を定め、グループ全体で共有しています。
・当社は、当社グループ内での取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引について、一般顧客と同様に、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて公正な価格で行っています。
・当社は、倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報等で通報窓口を周知しています。倫理ホットラインの運用状況については、管理担当の取締役が確認を行い、年に一度、取締役会に報告しています。
・内部監査部門は、当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般を監査し、監査の結果を代表取締役社長、取締役会、経営会議、監査役会及び会計監査人に報告しています。
・監査役は、定期的に国内子会社の社長等と面談を行っている他、海外子会社の社長等とは往査時や、経営計画審議会などの場を利用して面談、情報交換を行っています。

⑥ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する部署を設け、監査役補助スタッフを配置します。

⑦ 当社の監査役補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
1) 監査役補助スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとします。
2) 当社は、常勤監査役の同意の下において監査役補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】
・当社では、監査役の職務を補助する部署として監査役室を設け、監査役補助スタッフを配置しています。監査役補助スタッフは、監査役の指揮命令に従い、人事異動・考課は常勤監査役の同意を得て実施しています。

⑧ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
1) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査役への報告体制を整備します。
2) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接または間接的に監査役に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】
・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が常勤監査役に報告できる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査役、社外監査役、内部監査室長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用しています。

⑨ 当社の子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
1) 当社は、当社の子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、または当社の担当取締役等を通して当社の監査役に報告できる体制を整備します。
2) 当社は、当社の子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接または間接的に当社の監査役に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】
・当社では、国内子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役・従業員が直接当社監査役に報告できる体制として、常勤監査役、社外監査役を窓口とする倫理ホットライン制度を設置、運営しています。また、主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当取締役、常勤監査役、社外監査役、内部監査室長に報告しています。

⑩　監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査役に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

【運用状況の概要】

・当社は、倫理ホットライン規程により、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

⑪　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について

1) 当社は、監査役の監査に関する費用について、監査役会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払又は償還します。
2) 当社は、監査役が緊急又は臨時に支出する費用について、監査役からの請求に基づいて前払又は償還します。

【運用状況の概要】

・当社では、監査役の監査に関する費用は、監査役会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払又は償還しています。なお、当事業年度には、監査役から緊急または臨時に支出する費用の請求は受けていません。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

1) 監査役は、取締役会のほか、予算審議会等の重要な社内会議に出席できる他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行えることとします。
2) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために、定期及び随時に会合を行えることとします。
3) 監査役は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

【運用状況の概要】

・監査役は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席する他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
・内部監査部門及び会計監査人とグループ監査連絡会や監査業務連絡会など定期及び随時に会合を行い、情報や課題を共有しています。
・監査役監査基準で外部の専門家を使用できることを明記しています。

⑬　財務報告の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

(2) 反社会的勢力排除について

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

連結貸借対照表

(2016年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**35,674**	**流動負債**	**18,169**
現金及び預金	16,173	営業未払金	9,991
受取手形及び営業未収金	15,582	短期借入金	2,713
商品	1,497	リース債務	398
貯蔵品	48	未払法人税等	636
繰延税金資産	541	賞与引当金	1,456
その他	1,847	未払費用	1,750
貸倒引当金	△ 15	その他	1,222
固定資産	**32,951**	**固定負債**	**5,466**
有形固定資産	**29,044**	長期借入金	1,280
建物及び構築物	10,823	リース債務	1,756
機械装置及び運搬具	976	役員退職慰労引当金	44
工具、器具及び備品	515	退職給付に係る負債	1,924
土地	14,803	その他	461
リース資産	1,865	**負債合計**	**23,636**
建設仮勘定	60	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**1,314**	**株主資本**	**38,708**
投資その他の資産	**2,591**	資本金	2,349
投資有価証券	417	資本剰余金	1,931
繰延税金資産	516	利益剰余金	34,475
その他	1,658	自己株式	△ 47
貸倒引当金	△ 1	**その他の包括利益累計額**	**1,141**
		その他有価証券評価差額金	19
		為替換算調整勘定	1,288
		退職給付に係る調整累計額	△ 165
		新株予約権	**26**
		非支配株主持分	**5,112**
		純資産合計	**44,989**
資産合計	**68,625**	**負債・純資産合計**	**68,625**

連結損益計算書

（2015年4月1日から
2016年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		93,818
売上原価		82,190
売上総利益		**11,628**
販売費及び一般管理費		6,770
営業利益		**4,857**
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	10	
為替差益	17	
保険返戻金	108	
その他	169	347
営業外費用		
支払利息	115	
その他	24	139
経常利益		**5,065**
特別利益		
固定資産売却益	10	
受取保険金	1	11
特別損失		
固定資産除売却損	55	
固定資産圧縮損	1	57
税金等調整前当期純利益		**5,019**
法人税、住民税及び事業税	1,559	
法人税等調整額	80	1,640
当期純利益		**3,379**
非支配株主に帰属する当期純利益		637
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,741**

（参考情報）

連結損益及び包括利益計算書（監査対象外）

（2015年４月１日から
2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		93,818
売上原価		82,190
売上総利益		**11,628**
販売費及び一般管理費		6,770
営業利益		**4,857**
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	10	
為替差益	17	
保険返戻金	108	
その他	169	347
営業外費用		
支払利息	115	
その他	24	139
経常利益		**5,065**
特別利益		
固定資産売却益	10	
受取保険金	1	11
特別損失		
固定資産除売却損	55	
固定資産圧縮損	1	57
税金等調整前当期純利益		**5,019**
法人税、住民税及び事業税	1,559	
法人税等調整額	80	1,640
当期純利益		**3,379**
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益		2,741
非支配株主に帰属する当期純利益		637
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		△ 149
為替換算調整勘定		△ 552
退職給付に係る調整額		△ 7
その他の包括利益合計		△ 709
包括利益		**2,669**
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		2,201
非支配株主に係る包括利益		468

貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**17,633**	**流動負債**	**11,527**
現金及び預金	7,517	営業未払金	7,551
受取手形	334	短期借入金	1,850
営業未収金	7,481	リース債務	31
商品	901	未払金	581
貯蔵品	30	未払費用	434
前払費用	80	未払法人税等	336
繰延税金資産	277	預り金	77
その他	1,085	賞与引当金	662
貸倒引当金	△ 74	その他	2
固定資産	**25,033**	**固定負債**	**1,174**
有形固定資産	**19,637**	長期借入金	900
建物	5,841	リース債務	24
構築物	173	退職給付引当金	134
機械及び装置	169	資産除去債務	29
車両運搬具	157	その他	85
工具、器具及び備品	225	**負債合計**	**12,701**
土地	13,053	**(純資産の部)**	
リース資産	10	**株主資本**	**29,919**
建設仮勘定	4	**資本金**	**2,349**
無形固定資産	**751**	**資本剰余金**	**2,029**
借地権	15	資本準備金	2,029
ソフトウェア	659	**利益剰余金**	**25,588**
リース資産	45	利益準備金	307
その他	30	その他利益剰余金	25,281
投資その他の資産	**4,644**	別途積立金	14,350
投資有価証券	415	繰越利益剰余金	10,931
関係会社株式	1,868	**自己株式**	△ **47**
関係会社出資金	1,293	**評価・換算差額等**	**19**
関係会社長期貸付金	533	その他有価証券評価差額金	19
繰延税金資産	190	**新株予約権**	**26**
その他	343	**純資産合計**	**29,965**
貸倒引当金	△ 0		
資産合計	**42,667**	**負債・純資産合計**	**42,667**

損益計算書

（2015年4月1日から
2016年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		42,205
売上原価		36,217
売上総利益		**5,987**
販売費及び一般管理費		3,483
営業利益		**2,504**
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	1,096	
雑収入	84	1,198
営業外費用		
支払利息	14	
貸倒引当金繰入額	16	
為替差損	119	
雑支出	6	157
経常利益		**3,545**
特別利益		
固定資産売却益	2	
受取保険金	1	3
特別損失		
固定資産除売却損	10	
固定資産圧縮損	1	11
税引前当期純利益		**3,537**
法人税、住民税及び事業税	800	
法人税等調整額	56	857
当期純利益		**2,680**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2016年５月17日

株式会社アルプス物流
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松岡寿史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯貝剛　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アルプス物流の2015年４月１日から2016年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプス物流及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2016年５月17日

株式会社アルプス物流
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松岡寿史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯貝　剛　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アルプス物流の2015年４月１日から2016年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2015年４月１日から2016年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年５月23日

株式会社 アルプス物流 監査役会
常勤監査役　髙橋許高 ㊞
監査役　法華津忠 ㊞
社外監査役　遠山悌二郎 ㊞
社外監査役　三浦修 ㊞

以　上

メ　モ　欄

〔会 場 ご 案 内 図〕

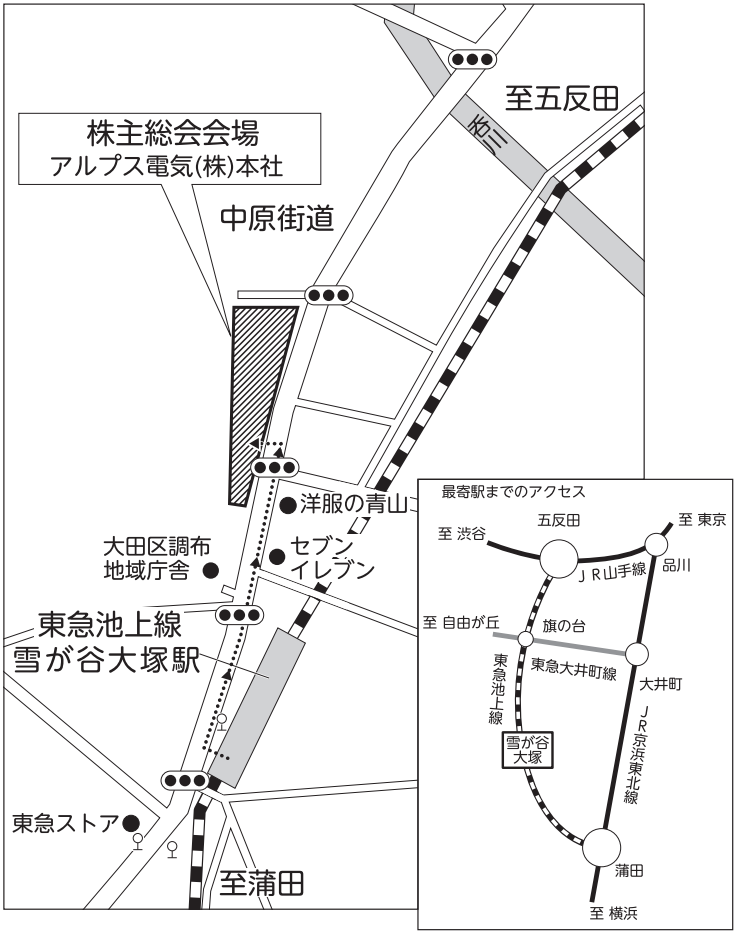

＜交通のご案内＞
・電車でご来場の場合　東急池上線「雪が谷大塚駅」下車　徒歩約５分
　五反田駅より８駅目（約12分）
　蒲田駅より６駅目（約10分）
・バスでご来場の場合　東急バス「雪が谷バス停」下車　徒歩約５分
「蒲１２」　田園調布駅（東急東横/目黒　各線）⇔ 蒲田駅（ＪＲ京浜東北/東急池上/東急多摩川　各線）
「多摩０１」多摩川駅（東急東横/目黒/多摩川　各線）⇔ 東京医療センター
「渋３３」多摩川駅（東急東横/目黒/多摩川　各線）⇔ ＪＲ・渋谷駅西口バスターミナル

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT